

産地連携支援緊急対策事業に係る安定取引関係確立事業活動計画申請書の記載方法

※今回示す記載方法は、食料システム法計画認定制度の各種特例（公庫の長期低利融資など）を活用しない場合を想定したものです。

※食料システム法計画認定制度の各種特例の活用を希望する場合は、それぞれの特例の申請に必要な別添資料を作成・添付する必要があります。

別記様式第2号

- 安定取引関係確立事業活動計画
 流通合理化事業活動計画
 環境負荷低減事業活動計画
 消費者選択支援事業活動計画

1 申請者の概要

申請者（代表者）	
① 氏名：	(法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名：)
② 法人番号（法人の場合）：	
③ 住所：	(申請者が法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地：)
④ 業種：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業種の欄には主な業種を記入してください。 ・ 事業活動計画の対象となる事業欄には、申請する計画に最も関連する事業区分を、日本標準産業分類の中分類（分類コード数値二桁）から選択してください。 ・ (https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10)
⑤ 資本金の額又は出資の総額：	(年 月 日時点)
⑥ 常時使用する従業員数又は組合員数：	(年 月 日時点)
⑦ 業種：	
⑧ 事業活動計画の対象となる事業：	(日本標準産業分類における中分類名称： 分類コード：)
⑨ 決算月：	
申請者（共同）	
① 氏名：	(法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名：)
② 法人番号（法人の場合）：	
③ 住所：	(申請者が法人その他の団体の場合には、主たる事務所の所在地：)
④ 連絡先	
・ 電話番号：	
・ E-mail：	
・ 担当者名（法人の場合）：	
⑤ 資本金の額又は出資の総額：	(年 月 日時点)
⑥ 常時使用する従業員数又は組合員数：	(年 月 日時点)
⑦ 業種：	
⑧ 事業活動計画の対象となる事業：	(日本標準産業分類における中分類名称： 分類コード：)
⑨ 決算月：	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

注2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 安定取引関係確立事業活動等の促進に資する事項の有無

計画に以下の者が行う安定取引関係確立事業活動等の促進に資する事項が含まれる場合はチェックすること。

<input type="checkbox"/>	農林漁業者	別紙 1
<input type="checkbox"/>	技術者	

※ 基本的に記載不要です。

注 1 農林漁業者が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は別紙 1 を、技術の研究開発を行う者（食品等事業者は除く。）が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は別紙 2 を提出すること。

2 農林漁業者については、安定取引関係確立事業活動の促進に資する事項に限る。

3 特例措置の活用の有無

活用を希望する特例措置にチェックすること。

<input type="checkbox"/>	中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）	別添 1
<input type="checkbox"/>	研究機構の設備等の供用及び協力	別添 2
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫の長期・低利の資金（食品等持続的供給促進資金）の貸付	別添 3、別添 4 又は別添 5 及び別添 6 *
<input type="checkbox"/>	株式会社クレジット	
<input type="checkbox"/>	食品等持続的供給推進機構による債務保証	別添 6 *
<input type="checkbox"/>	産業競争力強化法の特例（事業再編関係）	別添 7
<input type="checkbox"/>	産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）	別添 8
<input type="checkbox"/>	食料システム構築計画のみなし措置	別添 9

※ 特例の活用を希望しない場合記載不要です。

注 1 計画に参加する者が活用を希望する全ての特例措置にチェックすること。

2 特例措置の活用を希望する者ごとに該当する書類を添付すること。

3 設備等の導入又は施設の整備を行う場合は、別添 6（※）を添付すること。

4 安定取引関係確立事業活動等に関する事項

(1) 安定取引関係確立事業活動等の目標

安定取引関係確立事業活動				
目標				
産地連携支援緊急対策事業実施計画書 別記様式第2号別添1の「6事業の成果目標（達成すべき成果）」に記載する内容を転記してください。				
目標値	単位	①現状	②計画終了時の目標	③変化率（%） ((②-①)/①×100)
・「目標値」の記載欄には申請内容に基づき「国産・・・の取扱量」等の記載をしてください。 ・産地連携支援緊急対策事業実施計画書 別記様式第2号別添3に記載する実績値と目標値を記載してください。				

注1 事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標とすること。

2 申請する各事業活動計画の目的に沿って、事業活動計画ごとに一つ以上の目標値を設定すること。

例) 安定取引関係確立事業活動：地域農産物を用いた食料品の製造量、付加価値額等
流通合理化事業活動：付加価値額、労働生産性、流通コスト等

環境負荷低減事業活動：温室効果ガス排出量、食品ロス、プラスチック排出量等

消費者選択支援事業活動：地域農産物売上高、サステナビリティに配慮した商品の販売量等

※各特例措置の申請の際に設定する目標値が各事業活動計画の目的に沿ったものである場合、同じ目標値を設定することも可。

3 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(2) 安定取引関係確立事業活動等の内容及び実施時期

① 安定取引関係確立事業活動等の内容

安定取引関係確立事業活動
産地連携支援緊急対策事業実施計画書 別記様式第2号別添1の「1事業概要」の【事業の目的】及び【事業の内容】に記載する内容を転記してください。

注 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

② 安定取引関係確立事業活動等の実施時期

実施時期： 年 月 日 ～ 年 月 日（目標年度）
・開始時期は交付決定後の日付としてください。 ・終了時期は産地連携支援緊急対策事業実施計画書 別記様式第2号別添3で設定する目標値の最終年度までとしてください。

注1 安定取引関係確立事業活動等の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

2 中小企業経営強化税制（租税特別措置法第10条の5の3及び第42条の12の4に規定する措置をいう。以下同じ。）及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制（租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第3項及び第42条の12の6第1項又は第2項に規定する措置をいう。以下同じ。）の活用を希望する場合は、特例の対象となる機械・装置の耐用年数に照らして適切な期間とすること。

③ 安定取引関係確立事業活動等を実施する事業所又は卸売市場の概要

事業所又は卸売市場	
① 事業所又は卸売市場の名称：	申請する安定取引関係確立事業活動を行う事業所の所在地を記載してください。
② 所在地：	
③ 事業開始（開設）年月日：	
④ 事業内容：	

注1 安定取引関係確立事業活動等により、設備等の導入や施設の整備など具体的な活動を行う事業所等を記載すること。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(3) 安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

【金額単位：千円】

実施者	調達予定年度	使途・用途	事業費	資金調達				備考
				補助金	食品等持続的供給促進資金	その他借入金・出資金	その他（自己資金等）	

・産地連携支援緊急対策事業実施計画書 別記様式第2号別添2に記載する事業費一覧の内容をもとに、簡潔に記載してください。（機械一式、設備一式等）
・資金調達の「補助金」の欄には、今回の産地連携支援緊急対策事業の活用を想定している額を記載してください。

注1 計画に参加する食品等事業者のうち、資金の調達を行う者の全てを記載すること。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 「使途・用途」については、安定取引関係確立事業活動等に必要となる設備等導入資金、運転資金等について具体的に記載すること。

4 「補助金」については、補助金の調達額について、調達先の名称及び金額の内訳を記載すること。

5 「食品等持続的供給促進資金」の欄は、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の資金の額を記載すること。また、借入れを予定する資金の内容に応じ、別添3から別添5のいずれかを添付すること。なお、法第2条第4項、第5項、第6項及び第7項に規定する技術の研究開発については、食品等持続的供給促進資金の貸付けの対象外であることに留意すること。

6 「その他借入金・出資金」の欄は、金融機関名等を併記すること。

7 法第16条第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫の行う債務保証又は法第23条第1項に規定する食品等持続的供給推進機構の行う債務保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を「備考」の欄に記載すること。なお、株式会社日本政策金融公庫の行う債務保証については、法第2条第5項に規定する流通合理化事業活動に限る。また、当該流通合理化事業活動のうち、技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第2条に規定する措置が対象外であることに留意すること。

(4) 安定取引関係確立事業活動等の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

安定取引関係確立事業活動
産地連携支援緊急対策事業実施計画書 別記様式第2号別添1の「7産地と連携した原材料調達が取組が、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度」に記載する内容を転記してください。

注1 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 安定取引関係確立事業活動等が、どのように農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

5 確認事項

<input type="checkbox"/>	本計画に参加する食品等事業者が、各々で安定取引関係確立事業活動等を実施すること
<input type="checkbox"/>	計画内の営業秘密に関する検討を行い、保護すべき営業秘密がある場合は、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（令和4年3月農林水産省策定）に準拠した取組を行うこと
<input type="checkbox"/>	特例の活用を希望する場合に、認定を受けた本計画の内容を、農林水産省から特例に関係する各機関へ提供することに同意していること
<input type="checkbox"/>	認定を受けた本計画の概要を農林水産省のホームページにおいて公表することに同意していること